

## 新法施行前後の重大事態の対応に関する全国事案調査

大津市遺族

### (新法施行前の事案)

鹿児島県出水市 中2女子いじめ自死

出水市立米ノ津中学校 中学2年女子 平成23年9月1日 自殺事案

九州新幹線に飛び込み隕死 いじめ自死

奈良県橿原市 中1女子いじめ自死

橿原市立欽傍中学校 中学1年女子 平成25年3月28日 自殺事案

マンションから飛び降り自殺

### <問題点>

① 学校、教育委員会は、第三者調査委員会より求められている生徒指導に関する資料の提供に応じない。(生徒指導に係わる学年会議の会議録)

※ 最初は昨年夏頃に発却したと言っていたが、今は何処にあるか見当たらないとし、二転三転と言う事が変わっている。

② 第三者調査委員会の調査委員に市の顧問弁護士を選任。

### <問題点>

① 事件後取られたアンケート調査結果を開示しない。

平成24年9月10日の情報公開請求に対して同年10月4日に不開示決定



平成25年5月14日 不服として異議申し立てを行うが棄却決定



平成26年1月10日 新法が施行され、改めてアンケートの開示請求を行うが、平成26年3月7日に不開示決定となる。

※アンケート不開示の理由

「出水市情報公開条例第7条第1号及び第3号に該当

開示により、特定の個人を識別することができ又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりその個人の権利利益を害するおそれ及び個人の生命、身体、生活、名誉等の保護に支障を生じるおそれがあるため。」



平成26年1月28日 鹿児島県教委と出水市教委に対して大津のアンケート裁判判決文を持って再度アンケートの開示を求めるが、判決文の内容を見るまでもなく「これまでの方針を変えるつもりは無い」との答え。

平成26年4月4日 鹿児島地方裁判所にアンケートの開示を求め提訴

② 出水市教委主導で行われた調査委員会に対して疑念がある為、再度第3者調査委員会の設置を求めるが、「当初行われた事故調査専門委員会は文科省指針の則り、適切に調査されたため、再度調査委員会を設置する必要は無い。」との理由で再調査に応じない。

### (新法施行後の事案)

広島県尾道市 中3男子不登校

尾道市立美木中学校 中学3年男子 いじめを端緒とした不登校事案 法28条1項2号

平成25年8月6日に起きたいじめ事件以後、夏休みが終わった9月初旬より半年以上不登校状態が継続。

### <問題点>

① 不登校が発生して100日が経過しても新法28条1項2号の対応がなされていなかった。

② 不登校が発生して100日余りが経過した平成25年12月12日に尾道市教育委員会と広島県教育委員会に対して第三者委員会の設置を要望しても速やかに設置してもらえなかつた。被害者が中学一年よりいじめに遭っていた事実は両委員会とも知っていた。

③ 第三者調査委員会の設置の設置を求める際に、第三者調査委員会の設置要綱の策定に当たって被害者の要望を聞いていただき、委員会で調査されるべき内容の説明や、調査委員の人選等について、公平・公正・利害関係のない人選がなされるよう、事前の説明を求めていたが、被害者の保護者に対してそれらの説明が一切なされないまま要綱・人選が決定され、初めて第三者調査委員会の設置について説明を受けた平成26年3月18日の翌日には第1回第三者調査委員会が開かれていた。

被害者に対しての説明責任は果たされず、とても公平性・公正性・中立性・独立性が担保されているとは捉え難い教育委員会の対応である。

資料(6)

出典：大津市遺族作成「新法施行前後の重大事態の対応に関する全国事例調査」より小西洋之事務所作成  
平成26年4月7日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

山形県天童市 中1女子いじめ自死

天童市立第一中学校 中学1年女子 平成26年1月7日 自殺事案 法28条1項1号

東北新幹線に飛び込み犠死 いじめ自死

<問題点>

- ① 事件後学校で取られたアンケートについて一度は見せて貰えたが、見せるにあたり部外秘を条件にされた。
- ② 遺族がアンケートを渡して欲しいと要望しても、個人情報の保護を盾に「適切でない」として情報提供、情報の共有に応じない。
- ③ アンケートの不備を指摘し再調査を要望したが、第三者委員会の設置を盾に応じない。
- ④ 事件後の1月17日には第三者調査委員会の設置要綱が決定しており、遺族がその要綱を学校・教育委員会から知らされたのはひと月後の2月中旬であった。
- ⑤ 要綱について遺族が文書で問題点を指摘したが、説明不足を理由に改正に応じない。
- ⑥ 遺族に第三者調査委員会の委員候補を提示したが、その中には天童市の顧問弁護士も含まれており、とても公平性・中立性・独立性が守られているとは感じられない。
- ⑦ 遺族の要望に真摯に対応してもらえないため弁護士を立てざるを得ない状況であり、遺族と学校・教育委員会との信頼関係は崩壊している。

【参考：指導死のケース】

広島県東広島市 中2男子指導死

東広島市立高美が丘中学校 中学2年男子 平成24年10月29日 自殺事案

学校近くの公園で首つり自殺 指導死

## まとめ

新法施行後の事案についても、施行前と同様、学校や教育委員会から遺族や被害者に対して新法や国の基本方針に則った能動的な対応は見られず、遺族や被害者が申し出ない限り放置しておくか、説明責任を果たさぬまま一方的に内部で決定し、遺族や被害者に対しては事後報告といった対応がなされている。

とても遺族や被害者に寄り添ったとは言い難い不適切な対応がなされている。

重大事態が発生しているにも拘らず、新法や国の基本方針に対しての認識や意識が低く、危機管理の甘さを感じる。

遺族や被害者への対応をする前に隠蔽工作をしているのではとさえ感じてしまっている。

<問題点>

- ① 遺族や被害者の保護者に対してアンケートが開示されない
- ② 重大事態が発生しても、速やかに法にも基づいた調査に入らない（第三者調査委員会を作ってくれない。提案などを含め、能動的に遺族や被害児童の保護者に対して対応しない）
- ③ 第三者調査委員会が学校や教育委員会に一方的に作られる
- ④ 学校や教育委員会の不適切な対応に対して異議申し立てをしても取り合わない
- ⑤ 第三者調査委員会に対して学校や教育委員会が資料提供をしない
- ⑥ 一回目の第三者調査委員会に不服がある為、再調査を要望しても棄却される